

南信州環境メッセ 2026 企画・運営業務仕様書

1 本事業の目的

南信州環境メッセ 2026 実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、長野県ゼロカーボン戦略で掲げた温室効果ガス排出削減目標の達成と持続可能な脱炭素社会の実現に向け、木質バイオマスやグリーン水素などの再生可能エネルギーの普及や循環型社会構築の気運を一層高め、民間企業や活動団体、住民、行政など多様な主体が協働して気候変動対策に取り組む環境先進地域づくりを目指し、併せて、地元企業の環境技術の開発等による産業振興を図り、労働力人口・人材の確保を推進するため、「南信州環境メッセ 2026」（以下「メッセ 2026」という。）を開催する。

ついては、メッセ 2026 開催に当たり、前記の目指す内容が来場者等にわかりやすく伝えられるような魅力的な企画や円滑な運営を図るため、イベント業務のノウハウを有する専門事業者にて、企画・運営業務を委託する。

2 事業の実施場所

長野県南信州地域

3 事業の実施期間

契約日から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで

4 事業の実施体制

民間業者に委託する。受託者は実行委員会に参画し、業務内容の確認や調整を行う。

なお、受託者は委託業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託業務を特定し、再委託の内容やそこに含まれる情報、再委託先に対する管理方法その他必要な事項を記載した書面を別に定める期日までに委託者に提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。

5 メッセ 2026 の概要

- (1) 名 称 南信州環境メッセ 2026
- (2) 日 程 令和 8 年 11 月 7 日（土）、8 日（日）
- (3) 会 場 飯田市座光寺 エス・バード（以下「会場」という。）
- (4) テーマ I 「ゼロカーボン」×「ウッドチェンジ」
II 「グリーン水素」

(5) 基本的事項

令和 7 年 11 月 1 日、2 日に開催した「南信州環境メッセ 2025」（以下「メッセ 2025」という。）と同規模以上の内容とする。メッセ 2025 の内容については、パンフレット、実行委員会等により確認すること。

ア 南信州地域振興局林務課（以下「林務課」という。）が主催してメッセ 2026 の中で同時開催される木工作ワークショップ（以下「木工作 WS」という。）との連携を図ること（木工作 WS の経費については、林務課が別途負担）

- イ 住民、企業、学生など様々な主体やさまざまな年代を対象とした環境イベントとすること
 - ウ ゼロカーボンに住民、事業者、若い世代にも普及させるための学びの場としての啓発、小中高校生や親子で参加できる体験・学習の催物、若い世代が自ら企画したイベントの実施等を行うこと
 - エ 企業関連の出展者等には出展等を通じて、商談や交流により、新たな事業展開や事業上のメリットがある場とすること
 - オ 将来の継続開催に向け、メッセ 2026 では 60 万円以上の事業収入確保に努め開催経費に充てること。なお、事業収入の最低確保必要額（確保下限額）を 30 万円とする。
また、本事業は地域発元気づくり支援金を活用するため、その趣旨に反しないこと（事業収入金の事例）
 - (ア) ブース出展の追加備品等の出展者負担（仕切壁や机など基本的な経費は実行委員会負担（開催経費とする。）とし、それ以外に出展者が必要とする備品（テントの追加等）の費用など。）
 - (イ) パンフレット、チラシ、新聞等への広告掲載等による広告料収入
 - (ウ) 体験教室で使用する材料費に対する一定割合の参加者負担
 - (エ) 教育映画上映など特定団体等のイベント受託に係る受託収入
 - (オ) 物品販売等に伴う売り上げに対する一定割合の販売者負担
 - カ 来場者目標はメッセ 2025 の実績人数以上とする。
参考：メッセ 2025 の来場者数 1,657 人
 - キ 会場は屋内と屋外の一体感があり、来場者に分かり易い配置等の工夫をすること
 - ク 会場内での怪我や物品の損壊に備えたイベント保険に加入すること
- (6) 催物の概要
- ア オープニング、クロージングセレモニーの実施
 - イ ブース展示（テント展示や試乗会も含む）
会場規模や設備等を考慮し、屋内外で 60 者以上（ウッドチェンジ関係の出展、飲食物出店を含む）を目標にブース展示などを行う。
 - ウ ステージ等を利用したイベント
会場 A 棟ホール等を使用し、アトラクション、発表会、イベント等を行う。ただし、イベントの企画にあたっては、出演料等が特に高額となるイベントは控え、費用対効果が最大となるよう配慮すること
 - エ 体験・学習
小中高校生や親子で参加できる体験・学習の催物や、若い世代が自ら企画したイベント等を行う。（例：木工作 WS の開催に同調した丸太切り競争の実施）
 - オ 飲食コーナーの設置
キッチンカー等により来場者等に飲食提供をする（飲食スペースの設置）。

6 委託業務

項目	説明	留意事項、参考等
(1) 企画調整	実行委員会、会場管理者及び木工作 WS 主催者等関係者と調整を図り、メッセ 2026 全般の企画・調整を行う。	・業務の実行計画及び実施体制を実行委員会の承認を得て実施すること。
(2) 出展者、出演者の募集・受付・調整	ブース出展者は上下伊那地域に本店又は営業所を有している者（当該地域を含む広域的な団体等を含む）とし、行政、企業・団体、学校等に対するブース出展、飲食提供、アトラクション、イベント、各種発表等に係る出展者、出演者等の募集・確保、問合せ・受付対応をし、出展者等と出展内容や設営等について調整をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・出展者募集方法等を実行委員会の承認を得て実施すること。ただし、ウッドチェンジ関係者の出展の募集は、原則として、林務課が行う。 ・出展者等はメッセ 2026 の開催目的に逸脱しない内容とする。 ・募集チラシ案、ブース配置案、タイムスケジュール案、会場パンフレット案、マニュアル案を作成し実行委員会の承認を得ること。 ・出展者等のマニュアルを作成し開催 1 か月前までに配布する。
(3) 広報・集客	メッセ 2026 の告知・PR（チラシ・ポスター作成や配布を含む。）を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報計画、チラシ・ポスター案を作成し実行委員会の承認を得る。 ・県全域を視野にテレビ、ラジオ、新聞、フリーペーパー等で実施する。（木工作 WS に係る各種 PR もメッセ 2026 の一環として実施すること。）
(4) 会場設営	会場設営（撤去・片付けを含む。）を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・会場の備品を基本的に使用し、他に必要な備品等を調達 ・屋内外の看板、案内板、案内表示等の設置 ・来場者の導線確保、出展者準備の調整 ・来場者及び出展者等の駐車場の確保（臨時駐車場の確保及び臨時駐車場と会場間のシャトルバスの確保・運行を含む。） ・屋内と屋外の一体感のある運営とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会場施設の利用は以下のとおりとし、屋外の利用は受託者において会場管理者と調整する。 11 月 5 日（木）はホールのみ全日利用可能 11 月 6 日（金）～11 月 8 日（日）は全館全日利用可能 ・会場設営方法は実行委員会と協議して決定すること。 ・メッセ 2026 と同時開催される木工作 WS の開催に必要な体験教室（部屋）を確保すること。
(5) 運営	メッセ 2026 当日の運営業務一切を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・受付の設置・運営 ・パンフレット及びアンケート配布、記入案内、回収 ・駐車場誘導員配置など会場内の安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・出展者等の荷物搬入、当日の疑義対応をすること。 ・運営マニュアルを作成し、実行委員会の承認を得て、1 か月前までに配布すること。 ・運営方法は実行委員会と協議して決定すること。
(6) アンケート	来場者等アンケートを実施し、回収したアンケートを委託者へ提供する。	・木工作 WS のアンケートは林務課が独自に行うため、含まない。
(7) 官公庁への許可・届出等業務	消防署への火気使用に係る届出等必要な各種届出を行う。	
(8) 収入の確保	受託者において、5 (5) オに掲げる収入の確保を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・最低確保必要額（事業収入の確保下限額）は 30 万円とする。事業収入金は一旦実行委員会会計の収入とし、実行委員会事務局運営等に係る必要経費分を算定し、協議の上変更契約を締結する。 ・具体的な収入確保策は実行委員会に事前報告すること。

7 企画提案を求める具体的内容の項目

- (1) 業務の実施計画（スケジュール）及び実施体制
- (2) 多くの出展者や来場者が集まるような出展者募集及び開催 PR の方法（媒体、時期、相手方等）
- (3) タイムスケジュールの考え方
- (4) 会場配置の概略図（木工作 WS 用の部屋を含む基本的な配置方法）
- (5) 会場設営、運営方法の考え方（6 の業務内容に沿って）
- (6) アトラクションやイベント等の候補
- (7) アンケートの配布・回収方法
- (8) 収入確保策の考え方
- (9) 独自提案

8 業務に要する経費の限度額

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）に、受託者が6（8）で確保した収入金額を加えた総額とする。

9 成果の報告

- (1) 日にちごとの来場者数、出展者・出演者の人数 令和8年11月13日（金）まで
なお、日ごとの速報値を、当日の16時までに実行委員会へ報告すること
- (2) 業務完了報告書 令和9年1月29日（金）まで

10 委託者との協議及び報告に関する事項

- (1) 受託者は、委託者との連絡調整の窓口となる担当者を複数名選任し、確実に連絡が取れ、迅速に要望対応できる体制とし、定期的な進捗管理報告をすること
- (2) 受託者は月1回から2回程度開催される実行委員会に出席し、受託業務に係る協議案件や進捗等について協議・報告を行い、実行委員会の承認等を得ながら業務を進めること
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、受託者は委託者と協議すること
- (4) 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合、遅滞なく委託者と協議すること
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること

11 その他

- (1) 天災地変、感染症等その他やむを得ない事由により、メッセ2026の開催方法に疑義が生じた場合、委託者と受託者とが協議した上で、契約内容を変更することができるものとする。
- (2) 受託者は業務を履行するにあたり、第三者に損害を与えた時はその賠償責任を負うものとする。